第二区分		
国内基準に係る連結自己資本比率　一パーセント以上二パーセント未満		
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Tier1比率　一・一三パーセント以上一・二五パーセント未満 ロ　連結Tier1比率　一・五パーセント以上三パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満		
次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等にあっては、ロに掲げる命令を除く。） イ　自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制 ホ　一部の事務所における業務の縮小 ヘ　一部の従たる事務所の廃止 ト　子会社等の業務の縮小 チ　子会社等の株式又は持分の処分 リ　法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する業務その他の業務若しくは同条第四項各号に掲げる業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 ヌ　その他金融庁長官が必要と認める措置	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	
第二区分の二		
国内基準に係る連結自己資本比率　〇パーセント以上一パーセント未満		
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Tier1比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満 ロ　連結Tier1比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満		

		第三区分	
	国内基準に係る連結自己資本比率　〇パーセント未満		
ハ　連結総自己資本比率　〇パーセント以上二パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Tier1比率　〇パーセント未満 ロ　連結Tier1比率　〇パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率　〇パーセント未満	業務の全部又は一部の停止の命令	

二　第十二項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
資本バッファー非対象区分 連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率以上である場合	
資本バッファー第一区分 連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の三の比率以上最低連結資本バッファー比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）において既に外部流出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含むバッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出及びその実行の命令
資本バッファー第二区分 連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の二分の一の比率以上最低連結資本バッファー比率の四分の三の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度における既に外部流出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含むバッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出及びその実行の命令